

## 特定技能・飲食料品製造業分野に関するQ & Aについて

飲食料品製造業分野の特定技能1号に関し、よくあるお問合せと回答を以下にまとめました。

対象となるか否かなど、御不明な点がある場合は下記の窓口に御連絡ください。

【農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品製造課：03-6744-2397】

### 目次

- Q1：飲食料品製造業では、具体的にどのような業種が対象となりますか。
- Q2：特定技能外国人ができる業務は何ですか。
- Q3：スーパーマーケットのバックヤードは対象ですか。
- Q4：プロセスセンターは対象ですか。
- Q5：外食業のセントラルキッチン対象ですか。
- Q6：ブロック肉やハムを仕入れて、精肉加工を行っていますが、対象ですか。
- Q7：食鳥処理をしていますか、対象ですか。
- Q8：内臓肉を処理していますが、対象ですか。
- Q9：卵を仕入れて、包装（パック詰め）していますが、対象ですか。
- Q10：魚を仕入れて、刺身や切り身にしていますが、対象ですか。
- Q11：魚の簡易な加工（血抜き、活〆、はらわたの除去）は対象ですか。
- Q12：牡蠣の殻むきは水産加工業の対象ですか。
- Q13：野菜をカットしていますが、対象ですか。
- Q14：スーパーマーケットで惣菜の製造小売をしていますか、対象ですか。
- Q15：お弁当（惣菜）屋は対象ですか。
- Q16：健康食品を製造していますが、対象ですか。
- Q17：飲食料品の製造請負をしていますか、対象ですか。
- Q18：パック詰め、検品、箱詰め、運搬業務に従事することはできますか。
- Q19：飲食料品製造業分野へ移行可能な技能実習の職種を教えてください。
- Q20：飲食料品製造業の技能実習修了者が特定技能に移行する際、技能実習時に従事していた職種でのみ移行可能でしょうか。
- Q21：食品産業特定技能協議会へ加入する際に、入会費や年間会費などは発生しますか。
- Q22：食品産業特定技能協議会への加入手順を教えてください。
- Q23：1人目の外国人材を受け入れてから4か月以内に食品産業特定技能協議会へ加入する必要がありますが、加入しない場合や期限を過ぎてしまった場合にペナルティ

などがありますか。

Q24 : 食品産業特定技能協議会へ登録している事業者の会社名、代表者名、所在地、担当者、アドレス等の変更手続きを教えてください。

Q25 : 食品産業特定技能協議会の退会手続きを教えてください。

Q1：飲食料品製造業では、具体的にどのような業種が対象となりますか。

A： 日本標準産業分類（※1）のうち、主たる業務として、下記の分類を行っている事業所が対象となります。

中分類 09 食料品製造業  
小分類 101 清涼飲料製造業  
小分類 103 茶・コーヒー製造業（清涼飲料製造業を除く）  
小分類 104 製氷業  
細分類 5861 菓子小売業（製造小売）  
細分類 5863 パン小売業（製造小売）  
細分類 5897 豆腐・かまぼこ等加工食品小売業（\*製造小売に限る）

- 食料品、飲料（酒類を除く）を製造加工し、卸売する事業所<sup>※2</sup>が対象となります。具体的には、畜産食料品、水産食料品、缶詰、漬物、調味料、パン、菓子、めん類、冷凍食品、惣菜、清涼飲料、茶・コーヒー等の製造業が含まれます。また、菓子、パンの製造と小売を一体的に行っている場合、豆腐・かまぼこ等加工食品小売業のうちの製造と小売を一体で行っている場合も対象となります。
- 酒類製造業、飲食料品小売業（細分類 5861, 5863, 5897 を除く）、飲食料品卸売業、塩製造業、医療品製造業、香料製造業、ペットフードの製造は対象となりません。

※1 日本標準産業分類（説明及び内容例示）については、以下を御参照ください。

(0911～1041) [http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000290724.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000290724.pdf)

(5861～5897) [http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000290728.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000290728.pdf)

※ 製造業とは、製品の製造加工を行い、卸売する事業者をいいます。卸売とは、卸売業・小売業・産業用事業者に販売すること、業務用を使用される商品の販売、同一事業者の他事業所への引き渡しをいいます。

また、自ら製造したものを店舗によらず個人へ販売する場合（製品を製造する事業所が店舗を持たず通信販売により小売している）には、製造業に分類されます。

Q2：特定技能外国人ができる業務は何ですか。

A： 飲食料品製造業全般（飲食料品（酒類を除く。）の製造・加工、安全衛生）で

す。「飲食料品（酒類を除く。）の製造・加工」とは、原料の処理、加熱、殺菌、成形、乾燥等の一連の生産行為等をいいます。「安全衛生」とは、使用する機械に係る安全確認、作業者の衛生管理等、業務上の安全衛生及び食品衛生の確保に係る業務をいいます。

また、当該業務に従事する日本人が通常従事する関連業務（あくまで当該分野の製造・加工等に関連する業務のみ）に付随的に従事することは差し支えありません。（Q18 参照）

**Q3：スーパーマーケットのバックヤードは対象ですか。**

A： スーパーマーケットがバックヤードで惣菜などの飲食料品を製造・加工をしている場合は、バックヤードはスーパーマーケット（小売業）の機能の1つであるため、対象外としています。

（日本標準産業分類：561 百貨店・総合スーパー、581 各種食料品小売業）

また、百貨店やスーパー等に入っているテナント（小売業）も対象外です。

**Q4：プロセスセンターは対象ですか。**

A： 小売業者や卸事業者等向けに納品する食品を製造・加工する事業所（いわゆるプロセスセンター）は、対象となります。例えば、精肉加工、水産物加工、惣菜の製造などを行う事業所が該当します。

この場合、日本標準産業分類は以下に該当します。

0919	その他の畜産食料品製造業
0929	その他の水産食料品製造業
0999	他に分類されない食料品製造業

ただし、プロセスセンターでも、小売店舗と同一敷地内にある場合は、当該事業所のバックヤードの機能と判断し、対象外とする場合があります。

**Q5：外食業のセントラルキッチン対象ですか。**

A： 外食業の店舗での調理に代わり、料理品及び原材料の製造・加工をしている事業所（いわゆる集中調理施設、セントラルキッチン）は飲食料品製造業分野

での対象となります。

(日本標準産業分類：0999 他に分類されない食料品製造業)

(外食業分野の在留資格で外食事業者のセントラルキッチンに就労することは不可。)

**Q6：ブロック肉やハムを仕入れて、精肉加工を行っていますが、対象ですか。**

A： 小売業者や卸事業者等向けに納品するために、精肉加工をする事業所は、対象となります。ただし、その業務の売上げ等が全体の2分の1を超えていることが条件です。

(日本標準産業分類：0919 その他の畜産食料品製造業)

(参考)

- ・と畜業：× (と畜場は、日本標準産業分類の大分類R サービス業(他に分類されないもの)中分類95 その他のサービス業に該当)
- ・部分肉加工業(枝肉から部分肉を製造)：○ (0911 部分肉・冷凍肉製造業に該当)
- ・食肉加工品製造業(部分肉をひき肉等にし、加工品(ハム・ソーセージなど)を製造)：○ (0912 肉加工品製造業に該当)
- ・食肉加工業(部分肉から精肉を製造する)：○

**Q7：食鳥処理をしていますか、対象ですか。**

A： 対象となります。ただし、その業務の売上げ等が全体の2分の1を超えていることが条件です。

(日本標準産業分類：0919 その他の畜産食料品製造業)

**Q8：内臓肉を処理していますが、対象ですか。**

A： 内臓を分割・洗浄・整形した後、部位ごとにまとめてパッケージ又は加工品の製造等を行う場合は対象となります。ただし、その業務の売上げ等が全体の2分の1を超えていることが条件です。

**Q9：卵を仕入れて、包装(パック詰め)していますが、対象ですか。**

A： 洗浄(・消毒)後に選別、包装(パック詰め)し、小売業者や卸事業者等向け

に納品する事業所（いわゆるGPセンター）は対象となります。ただし、その業務の売上げ等が全体の2分の1を超えていることが条件です。

(日本標準産業分類：0919 その他の畜産食料品製造業)

Q10：魚を仕入れて、刺身や切り身にしていますが、対象ですか。

A： 小売業者や卸事業者等（消費者を除く）向けに納品する水産加工品、例えば刺身、切り身等を製造する事業所は対象となります。ただし、その業務の売上げ等が全体の2分の1を超えていることが条件です。

(日本標準産業分類：0929 その他の水産食料品製造業)

(ただし、消費者に直接販売する小売業(テナントでの販売も含む)は対象外(5841 鮮魚小売業に該当))。

Q11：魚の簡易な加工（血抜き、活〆、はらわたの除去）は対象ですか。

A： その事業所が生鮮品（例えばスーパーなどに生鮮魚類として売るための目的）としての販売を主体として、鮮度を保つために行っている行為であれば対象外です（漁業の延長と解釈）。

一方、その事業所が加工食材としての販売を目的として、魚介類を加工しているのであれば対象となります。

※ケースバイケースでの判断が必要

Q12：牡蠣の殻むきは水産加工業の対象ですか。

A： 牡蠣を加工用をして処理する場合は対象となる場合があります。

(自家取得した原材料を使用して製造、加工を行っている場合は漁業となりますが、同一構内に工場、作業所とみられるものがあり、その製造活動に専従の常用従業員がいるときは漁業の対象ではありません。鮮度を保つためではなく、加工用として処理する場合は水産加工業とみなされる場合があります。)

※牡蠣のむき身を冷凍する場合は0925 冷凍水産物製造業に該当

※ケースバイケースなので、事業者の作業を確認して判断。

Q13：野菜をカットしていますが、対象ですか。

A： 野菜を仕入れて、すぐに調理に使用できるようにカット（炒め用やサラダ用）したものを、小売業者や卸事業者等向けに納品する事業所は対象となります。ただし、売上げ等が全体の2分の1を超えていることが条件です。

（日本標準産業分類：0999 他に分類されない食料品）

野菜を仕入れて、玉ねぎの皮をむく、玉ねぎの天地カット、山芋の皮むき等の加工をしたものを、製造業者、小売業者及び卸事業者向けに納品する事業所が対象となります。ただし、売上げ等が全体の2分の1を超えていることが条件です。

（日本標準産業分類：0999 他に分類されない食料品）

ただし、野菜を仕入れて、キャベツを半分にカットしたり、しいたけの石づきをカットしたりするなど、軽微な加工を行う場合は、卸売業に該当するため対象外です。

（日本標準産業分類：5213 野菜卸売業）

野菜を栽培し、同じ事業所内でしいたけの石づきを切るなど、軽微な作業の場合は、農業に該当するため対象外です。

（日本標準産業分類：0113 野菜作農業）

Q14：スーパーで惣菜の製造小売をしています。対象ですか。

A： 日本標準産業分類のうち、現在飲食料品製造業分野として認められている製造小売は

- ・細分類 5861 菓子小売業（製造小売）
- ・細分類 5863 パン小売業（製造小売）
- ・細分類 5897 豆腐・かまぼこ等加工食品小売業（\*製造小売に限る）

のみになります。

惣菜等の製造小売は、日本標準産業分類上 5895 料理品小売業に該当しますの  
で対象外となります。

Q15：お弁当（惣菜）屋は対象ですか。

A： お弁当（惣菜等）を製造し、小売業者や卸事業者等向けに卸売する事業所が対

象となります。

(日本標準産業分類：0996 そう(惣)菜製造業  
0997 すし・弁当・調理パン製造業)

- 持ち帰り弁当のように、客の注文に応じその場で調理した飲食料品を持ち帰る状態で提供する事業所は、外食業分野の持ち帰り飲食サービスに該当するため対象外です。また、仕出し弁当、デリバリーのように客の求める場所に飲食料品を届ける事業所や、特定された多人数に食事を提供する給食施設は、外食業分野の配達飲食サービスに該当するため対象外です。

(日本標準産業分類：77 持ち帰り・配達飲食サービス業)

ただし、接客を伴わない、調理に特化した事業所(いわゆるセントラルキッチン、プロセスセンター)については、飲食料品製造業分野の対象となります。(セントラルキッチンでの外食業の就労は不可)

- また、お弁当(惣菜等)を仕入れて、店舗で販売している場合は、小売業に該当するため対象外です。

(日本標準産業分類：5895 料理品小売業)

Q16：健康食品を製造していますが、対象ですか。

A：食品扱いのもの(特定保健食品、栄養機能食品、栄養補助食品、機能性表示食品、健康補助食品、サプリメントなど)であれば対象となります。ただし、その業務の売上げ等が全体の2分の1を超えていることが条件です。

医薬品、医薬部外品、食品添加物扱いのものは対象外です。

Q17：飲食料品の製造請負をしていますが、対象ですか。

A：事業者の主たる業務が飲食料品の製造でなくとも、製造を請け負った事業所において、主たる業務で飲食料品の製造・加工の業務を行っていれば対象です。ただし、この場合、業務請負契約が締結され、請け負った事業者(監督責任者等)からの指示・命令がされていることが条件となります。労働者派遣やいわゆる偽装請負(請負契約はあるものの発注者から直接、業務の指示や命令をされるといった場合など)は、対象外となります。



Q18：パック詰め、検品、箱詰め、運搬業務に従事することはできますか。

A： 関連業務であるパック詰め、検品、箱詰め、運搬業務に専ら従事することはできません。

なお、特定技能外国人と同じ業務に従事する日本人が関連業務として付随的に従事しており、この日本人従業員と同程度であれば、従事することは差し支えありません。

※「単に製品を選別するとか包装の作業を行う事業所は製造業とはしない」と日本標準産業分類の製造業の総説に記載されています。

[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000290724.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000290724.pdf)

Q19：飲食料品製造業分野へ移行可能な技能実習の職種を教えてください。

A： 試験免除で移行が可能な技能実習の対象職種は以下となります。

缶詰巻締、食鳥処理加工業、加熱性水産加工食品製造業、非加熱性水産加工食品製造業、水産練り製品製造、牛豚食肉処理加工業、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、パン製造、そう菜製造業、農産物漬物製造業

※いずれも技能実習2号または3号を良好に修了する必要があります。

Q20：飲食料品製造業の技能実習修了者が特定技能に移行する際、技能実習時に従事していた職種でないと移行の対象とならないのでしょうか。

A： 飲食料品製造業に該当する職種であれば、技能実習時の職種・作業にかかわらず、従事することが可能です（ただし、酒類製造は対象外となります）。

※例えば、技能実習ではパン製造を行っていた外国人材が、特定技能に移行した際に水産食料品製造業に従事することも可能です。

Q21：食品産業特定技能協議会へ加入する際に、入会費や年間会費などは発生しますか。

A： 当面の間は発生しません。

※ 当面の間、農林水産省が事務局を行うため。

Q22：食品産業特定技能協議会への加入手順を教えてください。

A： 以下の農林水産省のホームページから申請を行ってください。

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/soumu/tokuteiginou.html#a3>

申請後、自動送信で協議会事務局から「協議会1」という名称でメールが届きますので、そのメールアドレス宛てに誓約書（様式13-1または13-2）のコピーを送付してください。

なお、協議会会長の確認が取れましたら、協議会員であることの証明書をメールでお送りします。（証明書の発行までに2週間～1か月かかります。）

Q23：1人目の外国人材を受け入れてから4か月以内に食品産業特定技能協議会へ加入する必要がありますが、加入しない場合や期限を過ぎてしまった場合にペナルティなどはありますか。

A： 既に受入れた特定技能外国人の在留資格の更新時に更新が許可されませんのでご注意ください。なるべく4か月以内に申請を行うようにしてください。

Q24：食品産業特定技能協議会へ登録している事業者の会社名、代表者名、所在地、担当者、アドレス等の変更手続きを教えてください。

A： 協議会のメールアドレスまで変更内容を御連絡ください。

※協議会のメールアドレスがご不明な場合は、事務局（03-6744-2397）までご連絡ください。

Q25：食品産業特定技能協議会の退会手順を教えてください。

A： 協議会のメールアドレスまでご連絡ください。退会届の様式をメールで送信します。